

# 山梨県公報

第千五百二十三号

平成十六年

十一月十一日

木曜日

## 目次

### 告示

- 使用料の収納事務の委託……………七二九
- 結核予防法に基づく医療機関の指定……………七二九
- 道路の区域変更(四件)……………七二九
- 道路の供用開始……………七三〇
- 字の区域変更……………七三一

### 公告

- 基本測量の実施……………七三一
- 甲府都市計画道路事業の施行について……………七三一
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………七三二
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………七三二
- 開発行為に関する工事の完了について……………七三二

### 教育委員会

- 山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………七三二
- 山梨県公立高等学校及び山梨県立特殊教育諸学校入学者募集定員……………七三二

### 公安委員会

- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………七三六

### 正誤

- 平成十二年三月三十一日付け号外第二十四号中……………七四一
- 平成十五年十月十六日付け号外第六十一号中……………七四三
- 平成十六年六月十七日付け第千四百八十五号中……………七四三
- 平成十六年八月十二日付け第千五百号中……………七四三

## 告示

### 山梨県告示第五百二十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十六年十一月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

#### 一 委託の相手方

甲府市飯田二丁目二番三号 財団法人山梨県国際交流協会

#### 二 委託に係る使用料

山梨県立国際交流センターの使用料

#### 三 委託の期間

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

### 山梨県告示第五百二十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十一月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
たのくらクリニック	斐崎市藤井町南下條三百三十八番地

### 山梨県告示第五百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年十二月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 身延本栖線
- 三 道路の区域

区間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町大字身延字東合三三〇六番の三地先から	一・一〇〇	一・一〇〇	一六・〇	二二・五

南巨摩郡身延町大字身延字東谷三五〇六番の四地先まで

新	二一・〇 一八・〇	二二・五
---	--------------	------

**山梨県告示第五百二十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年十二月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町大字船津字上ノ段三七七番の一地先から 南都留郡富士河口湖町大字船津字上ノ段三七七番の一地先まで	一一・〇	一一・〇	一四五・〇	一四五・〇
	一一・五 二七・〇			

**山梨県告示第五百二十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年十二月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡秋山村字イヤナ二七〇八番の三地先から 南都留郡秋山村字イヤナ二七〇七番の三地先まで	一四・九 二八・八	一四・九 二二・九	五一・四	五一・四
	一四・九 二八・八			

**山梨県告示第五百二十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年十二月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大幡初狩線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市初狩町中初狩字子神沢二八七七番の五地先から 大月市初狩町中初狩字岩名二五二四番の一地先まで	五・六 二二・二	五・六 二二・二	六〇七・五	六〇七・五
	五・六 二二・二			

**山梨県告示第五百三十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市

川建設部において、この告示の日から平成十六年十二月二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年十一月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四尾連湖公園線	西八代郡市川大門町大字山家字柄沢六二二番の三地先から西八代郡市川大門町大字山家字石畑六一九二番の二地先まで	三〇一・〇	平成十六年十一月十一日

**山梨県告示第五百三十一号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、六郷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。  
平成十六年十一月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字落居字澤ノ神六八〇〇の二、六八〇〇の五、六八〇一の一、六八〇一の五、六八一六の一、六八一六の二及びこれらの区域に隣接する道路である六郷町有地の全部	大字岩間字池田
大字岩間字一ノ坪一八、二二〇の一、二二〇三、二二〇四、二二七〇の一、二二七二及び二二七三の四	大字岩間字池田

**公 告**

● 基本測量の実施  
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十六年十月二十日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十六年十一月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 作業種類 基本測量（電子基準点付属標取付観測）
- 二 作業期間 平成十六年十月二十七日から平成十六年十二月十七日まで
- 三 作業地域 北杜市、北都留郡小菅村及び西八代郡上九一色村

● 甲府都市計画道路事業の施行について  
甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。  
平成十六年十一月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
甲府都市計画道路事業三・三・五号愛宕町下条線
- 二 施行者の名称  
山梨県
- 三 事務所所在地  
甲府市貢川二丁目一番八号 峡中地域振興局建設部
- 四 事業地の所在  
山梨県甲府市富士見二丁目、富士見二丁目、池田一丁目及び荒川一丁目地内

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士吉田市中丸土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。  
平成十六年十一月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

氏名	住所
太田 元則	富士吉田市小明見千七百四十四番地

二 就任

氏名	住所

〔太田 一男〕富士吉田市小明見千七百四十四番地

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。  
平成十六年十一月十一日

一 組合の名称 山梨県知事 山 本 栄 彦  
富士吉田市田端土地区画整理組合

二 事務所の所在地 富士吉田市下吉田千八百四十二番地

三 施行地区

富士吉田市下吉田字田端及び字一メ目の各一部

四 設立認可の年月日

平成十一年三月十八日

五 事業施行期間

平成十年度から平成十六年度まで

六 変更認可の年月日

平成十六年十一月十一日

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。  
平成十六年十一月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

甲斐市富竹新田字十二名七七九の二二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市徳行三丁目四番十二号 嶋田久伯

## 教育委員会

山梨県教育委員会規則第十三号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十六年十一月十一日

山梨県教育委員会

委員長 金 丸 康 信

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立北杜<sup>と</sup>高等学校の項中「山梨県立北杜<sup>と</sup>高等学校」を「山梨県立北杜<sup>と</sup>高等学校」に改め、「山梨県北巨摩郡長坂町渋沢一、〇〇七番地の一九」を「山梨県北杜市長坂町渋沢一、〇〇七番地の一九」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

● 山梨県公立高等学校及び山梨県立特殊教育諸学校入学者募集定員

平成十七年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特殊教育諸学校の入学者募集定員を次のとおり定める。

平成十六年十一月十一日

山梨県教育委員会

委員長 金 丸 康 信

平成十七年度山梨県公立高等学校等入学者募集定員  
（全日制課程）

学区名	学校名	学科（コース）名		定員	計
		外	内		
日野春	北 杜	普通科		一一四	一一〇
				六	一一〇
全 県	北 杜	理 数		三〇	三〇
				（一）	（一）
全 県	北 杜	綜 合 学 科		一四〇	一四〇
				（四）	（四）
全 県	全 岐	普 通 科		二二	二四〇
				（六）	（六）
				二三八	二四〇
				（二）	（二）
全 県	全 岐	文 理 科		四〇	四〇
				（一）	（一）

全 県	全 県						全 県	全 県	全 県	全 県	甲 府					全 県
農 林	甲 府 工 業						甲 府 城 西	甲 府 西	甲 府 南	甲 府 第 一	計	甲 府 昭 和	甲 府 東	甲 府 南	甲 府 第 一	葎 崎 工 業
環 境 土 木 科	森 林 科 学 科	シ ス テ ム 園 芸 科	建 築 科	土 木 科	電 子 科	電 気 科	機 械 科	総 合 学 科	普 通 科	理 数 科	英 語 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	(電子機械・電気・ 情報技術・環境化学・ 理工学)
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(二)	(二)	(七)	(七)	(一)	(一)	(一)	「二」	「二」	(六)	(六)	(六)
三〇	三〇	三〇	四〇	四〇	七〇	八〇	二八〇	二八〇	四〇	四〇	五二	「四〇」	「四〇」	二四〇	二四〇	一八〇
(五)	(七)						(七)	(一)	(一)	(二六)					(六)	
一五〇	二七〇						二八〇	四〇	四〇	一、〇四〇					一八〇	

全 県	身 延	全 県						全 県	市 川	全 県	小 笠 原						
身 延	身 延	峡 南						市 川	市 川	増 穂 商 業	計	白 根	巨 摩	食 品 科 学 科	造 園 緑 地 科		
理 数 科	普 通 科	情 報 ビ ジ ネ ス 科	土 木 科	イ ン テ リ ア コ ー ス	建 築 コ ー ス	建 築 イ ン テ リ ア 科	電 子 機 械 科	英 語 科	普 通 科	情 報 処 理 科	商 業 科	普 通 科	普 通 科	う ち 理 数 コ ー ス	う ち 理 数 コ ー ス	食 品 科 学 科	造 園 緑 地 科
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(二)	(二)	(二)	(二)	「二」	「二」	(一)	(一)
三〇	六	三〇	三〇	一五	一五	三〇	四〇	六	一四	七〇	六〇	二二	四二八	「四〇」	「四〇」	三〇	三〇
(一)	(三)	(一)	(三)				(一)	(三)	(四)	(二)	(五)	(六)	(二)	(五)	(六)		
三〇	一一〇	三〇	九〇				四〇	一一〇	一三〇	四四〇	二〇〇	二四〇	二四〇				

上野原	全県	全県	全県	東山梨			全県					全県	石和				
上野原	都留	塩山		日川	計	塩山	山梨	山梨園芸					石和	石和			
普通科	普通科	国際経済科	情報システム科	商業科	普通科	普通科	うち英数コース	普通科	食品化学科	農業土木科	園芸経済コース	生物工学コース	園芸科	園芸科	国際教養科	普通科	
外	内				外	内										外	内
八	一五二	(七)	(一)	(一)	(一)	(七)	(五)	(六)	(一)	(一)			(一)	(一)	(一)	六	一四
(四)	(七)	(三)			(七)	(二)	(五)	(六)	(四)					(一)	(三)		
一六〇	二八〇	九〇			二八〇	四二〇	一九〇	二三〇	三〇	三〇	一五	一五	三〇	三五	三五	二〇	二〇

全県	全県	全県	全県	吉田			全県	都留	全県					全県			
学附属	大月短期大	甲府商業	富士北稜	吉田	計	富士河口湖	吉田	桂	桂	谷村工業					上野原		
普通科	情報処理科	国際科	商業科	総合学科	理数科	普通科	うち英数コース	普通科	文理科	普通科	建設科	デザインコース	環境化学コース	化学・デザイン科	電子情報科	機械システム科	理数科
					外	内				外	内						
(二)	(三)	(一)	(四)	(七)	(一)	(七)	(六)	(七)	(一)	(一)	(一)			(一)	(一)	(一)	(一)
八〇	一〇五	三五	一四〇	二八〇	四〇	四九四	二四〇	二八〇	三〇	一〇	一九〇	三五	一五	三五	三五	三〇	三〇
(二)	(八)	(七)	(一)	(一)	(三)	(六)	(七)	(一)	(五)	(四)					(一)		
八〇	二八〇	二八〇	四〇	五二〇	二四〇	二八〇	三〇	二〇〇	二〇〇	一一五					三〇		

合計	全県	商業科	(二)	七〇	(二)	七〇
	甲	普通科	(四)	一一〇	(四)	一一〇
				(一九〇)		七、一一〇

全国募集

甲	学校名	学科名	定員	計
甲	陵	普通科	四〇	四〇

全日制合計	(一九〇)	七、一七〇
-------	-------	-------

(注)一 普通科の「内」は学区内、「外」は学区外を示す。  
 二 定員欄及び計欄の( )は、学級数を示す。  
 三 定員欄の「一」は、普通科のコースの学級数及び定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。  
 四 葦崎工業は、全科を一括して募集  
 五 「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。  
 (定時制課程)

学	校	名	昼夜別	学科名	定員	計
葦	崎	普通科	昼	普通科	(一)	(一)
		機械科		機械科	(一)	(一)
		電気科		電気科	(一)	(一)
		建築科		建築科	(一)	(一)
甲	府	工業	夜		(三)	(三)
						一一〇
巨	摩	普通科	夜	普通科	(一)	(一)
						四〇
山	梨	普通科	夜	普通科	(一)	(一)
						四〇
都	留	普通科	夜	普通科	(一)	(一)
						四〇

定	時	制	合	計	中				谷	
					ひばりが丘		中央		村	
					夜	昼	夜	昼	夜	
					普通科	情報経理科	普通科	情報経理科	普通科	普通科
					(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
					三〇	三〇	四〇	四〇	六〇	四〇
					(一六)	(三)	(五)	(一)	(一)	(一)
					五九〇	九〇	一八〇			四〇

(注) 定員欄及び計欄の( )は、学級数を示す。  
 (通信制課程)

中	学	校	名	学科名	定員	計
中央			普通科	普通科	一〇〇	一〇〇
			衛生看護科	衛生看護科	一〇〇	一〇〇

(専攻科)

学	校	名	学科名	定員	計
甲	府	工業	建築科	(一)	(一)
				三〇	三〇

(注) 定員欄及び計欄の( )は、学級数を示す。  
 (特殊教育諸学校)

学	校	名	部	学科名	定員	計
			幼稚部		若干名	若干名

かえで養護	ふじざくら養護		やまびこ養護		わかば養護		あけぼの養護		甲府養護		ろ		盲			
	高等部	高等部	高等部	高等部	高等部	高等部	高等部	高等部	高等部	高等部	高等部	幼稚園部	高等部			
普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科	専攻科・理療科	専攻科・保健理療科	保健理療科	普通科(重複障害)	普通科
若干名	二四	若干名	一六	若干名	一六	若干名	三二	若干名	八	若干名	八	八	八	八	若干名	八

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会告示第九十二号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十六年十一月十一日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田美枝

#### 別表第三中

二八三	市道 寿国母線	甲府市寿町六番一五号先(森田屋)から甲府市寿町一三番五号先(石川商店)まで(二〇〇メートル)	大型自動車、大型特殊自動車	終日	甲府	五・三・三三 一一号
-----	------------	--	---------------	----	----	---------------

二八三	市道 寿国母線	甲府市寿町五番一一号先(村松方)から甲府市寿町五番七号先(上田方)まで(七〇メートル)	大型自動車、大型特殊自動車	終日	甲府	平成一六年一二月 一一日 告示第九十二号
-----	------------	---	---------------	----	----	----------------------------

に改める。  
別表第四中

一四二	市道 寿国母線	甲府市寿町六番一五号先(森田屋)から甲府市寿町一四番四号先(塩沢商店前)まで(一五〇メートル)	車両(原付、軽車両を除く)	車両進行 北から南へ	甲府	五・三・三二 一一号
-----	------------	---	---------------	---------------	----	---------------

を

一四二	削除			甲府	平成一六年一月一日 告示第九二号
-----	----	--	--	----	---------------------

四八四	県道 嶺形 豊富線 (新山梨環状道路若草ランプ内Eウェイ)	南アルプス市鏡中條二、一四一番地先(Aランプウェイ接続部)から南アルプス市鏡中條二、一三九番地先(外回り本線との合流部)まで(二二〇メートル)	車両	南アルプス市鏡中條二、一四一番地先(Aランプウェイ)から外回り本線へ終日	南アルプス市鏡中條二、一四一番地先(Aランプウェイ)から外回り本線へ終日	平成一六年一月二五日 告示第八三号
-----	--	---	----	--------------------------------------	--------------------------------------	----------------------

四八四	県道 嶺形 豊富線 (新山梨環状道路若草ランプ内Eウェイ)	南アルプス市鏡中條二、一四一番地先(Aランプウェイ接続部)から南アルプス市鏡中條二、一三九番地先(外回り本線との合流部)まで(二二〇メートル)	車両	南アルプス市鏡中條二、一四一番地先(Aランプウェイ)から外回り本線へ終日	南アルプス市鏡中條二、一四一番地先(Aランプウェイ)から外回り本線へ終日	平成一六年一月二五日 告示第八三号
四八五	市道 四九号線	笛吹市春日居町桑戸六二四番地先(駅ロータリー東入口)から笛吹市春日居町桑戸六二四番地先(駅ロータリー東出口)まで(一一〇メートル)	車両	車両進行 ロータリー東から南、西、北を経て東へ時計回り終日	日下部 平成一六年一月一日 告示第九二号	

に改める。  
別表第五中

二二〇	国道一四〇号	南巨摩郡増穂町大柵二七七番地一先(山梨トヨペット峡南営業所南側)	西進する車両	終日	鵜沢	平成一六年三月四日 告示第一四号
-----	--------	----------------------------------	--------	----	----	---------------------

を

二二〇	削除				鵜沢	平成一六年一月一日 告示第九二号
-----	----	--	--	--	----	---------------------

に改める。  
別表第六中

四七一	国道一四一號	北巨摩郡高根町長沢一、五五〇番地一先(国道一四一號と町道花の森公園線とのY字路交差点)	北進する車両	終日	長坂	平成一六年六月三日 告示第三七号
-----	--------	---	--------	----	----	---------------------

を

四七一	国道一四一號	北杜市高根町長沢一、五五〇番地一先(国道一四一號と市道花の森公園線とのY字路交差点)	北進する車両	終日	長坂	平成一六年一月一日 告示第九二号
四七二	市道 四九号線	笛吹市春日居町別田三八五番地の三先(駅ロータリー西出入口)	東進する車両	終日	日下部	平成一六年一月一日 告示第九二号

に改める。  
別表第八中

二八	国道一四〇号(西関東連絡道路)	甲府市桜井町一、〇六二番の一三二地先(大蔵経寺山トンネル甲府市側出入口上下線の分岐点)	甲府市内国道一四〇号方向へ西進する車両	終日	甲府	平成一六年六月二一日 告示第四一號
----	-----------------	---	---------------------	----	----	----------------------

二八	国道一四〇号(西関東連絡道路)	甲府市桜井町一、〇六二番の一三二地先(大蔵経寺山トンネル甲府市側出入口上下線の分岐点)	甲府市内国道一四〇号方向へ西進する車両	終日	甲府	平成一六年六月二一日 告示第四一號
二九	市道四九号線	笛吹市春日居町桑戸六二四番地先(駅ロータリー東)	西進する車両	終日	日下	平成一六年二一月一一日 告示第九二號

に改める。  
別表第十中

六	国道五二号線	甲府市宝二丁目二三番五号先(海野方前)交差点	甲府	四九・四・一一一六号
---	--------	------------------------	----	------------

六	削除	甲府	平成一六年一二月一一日 告示第九二號
---	----	----	-----------------------

五、〇五四	県道新田下吉田線	富士吉田市下吉田一、三五六番地先(渡辺喜一方前)	富士吉田	平成一六年一〇月二五日 告示第八三號
-------	----------	--------------------------	------	-----------------------

五、〇五四	県道新田下吉田線	富士吉田市下吉田一、三五六番地先(渡辺喜一方前)	富士吉田	平成一六年一〇月二五日 告示第八三號
五、〇五五	県道天神平甲府線	甲府市下帯那町一、〇八四番地の一先(空き地西方二〇メートル)	甲府	平成一六年一二月一一日 告示第九二號
五、〇五六	市道新青沼朝日線	甲府市宝一丁目一番一先(株協同駐車場南側)	甲府	平成一六年一二月一一日 告示第九二號
五、〇五七	八ヶ岳広域農道	北杜市大泉町西井出八、二四〇番地六九一先(浅川清次方北側十字路交差点)	長坂	平成一六年一二月一一日 告示第九二號
五、〇五八	市道	北杜市長坂町長坂上条一、六〇七番地先(長坂中学校入口丁字路交差点)	長坂	平成一六年一二月一一日 告示第九二號
五、〇五九	市道宮脇山高線	北杜市武川町宮脇七四四番地先(宮脇公民館西側十字路交差点)	長坂	平成一六年一二月一一日 告示第九二號
五、〇六〇	市道牧原黒沢線	北杜市武川町牧原九五一番地一先(武川小学校東側)	長坂	平成一六年一二月一一日 告示第九二號
五、〇六一	市道四九号線	笛吹市春日居町桑戸六三三番地の一先(関方畑南側丁字路交差点)	日下	平成一六年一二月一一日 告示第九二號
五、〇六二	市道四九号線	笛吹市春日居町桑戸六二四番地先(駅ロータリー東分岐部)	日下	平成一六年一二月一一日 告示第九二號
五、〇六三	市道四九号線	笛吹市春日居町別田三八四番地先(駅ロータリー内)	日下	平成一六年一二月一一日 告示第九二號

五、〇六四	市道四九号線	笛吹市春日居町別田三八五番地の三先（駅ロータリー西出入口）	一日下部	平成一六年一月一日	告示第九二号
五、〇六五	市道下宿貫草線	富士吉田市上吉田二丁目三番六号先（吉田中学校正門前）	富士吉田	平成一六年一月一日	告示第九二号
五、〇六六	国道二〇号	大月市梁川町綱の上一、七〇三番地先（白金ドライブイン前）	大月	平成一六年一月一日	告示第九二号
五、〇六七	国道二〇号	大月市梁川町新倉三九番地の四先（金畑橋北側丁字路交差点）	大月	平成一六年一月一日	告示第九二号
五、〇六八	国道一三九号	北都留郡小菅村三、一九六番地先（井狩スクールバス乗降所南側）	上野原	平成一六年一月一日	告示第九二号
五、〇六九	村道	北都留郡小菅村四、三七三番地先（田元橋北詰）	上野原	平成一六年一月一日	告示第九二号

に改める。  
別表第十四中

三二四	市道寿国母線	甲府市寿町六番一五号先（森田屋）から甲府市寿町二三番八号先（菊地釣具店）	五五〇	車両	二十	甲府	五・三・一一号
-----	--------	--------------------------------------	-----	----	----	----	---------

三二四	削除					甲府	平成一六年一月一日	告示第九二号
-----	----	--	--	--	--	----	-----------	--------

一一、六	県道葎崎線	南アルプス市鏡中条二、一四一番地先（Aランブウェイとの接続部）から南アルプス市鏡中条二、一三九番地先（外回り本線との合流部）まで	南アルプス市鏡中条二、一三〇	自動車	三〇	南アルプス市	平成一六年一月一日	告示第八三三号
------	-------	--	----------------	-----	----	--------	-----------	---------

を

一一、六	県道葎崎線	南アルプス市鏡中条二、一四一番地先（Aランブウェイとの接続部）から南アルプス市鏡中条二、一三九番地先（外回り本線との合流部）まで	南アルプス市鏡中条二、一三〇	自動車	三〇	南アルプス市	平成一六年一月一日	告示第八三三号
一一、八	市道龍岡一号线	葎崎市龍岡町下條南割五九六番地の一先（御勅使工業団地入口交差点）から葎崎市龍岡町下條南割一、六九六番地の二先（堀切橋北詰交差点）までの両側	一、三〇〇	車両	四〇	葎崎	平成一六年一月一日	告示第九二二号

に改める。

別表第十五中

四四七	国道四一一号	笛吹市一宮町田中一三三番地先（板野農	一、九〇〇	車両	終日	笛吹	平成一六年一月一日	
-----	--------	--------------------	-------	----	----	----	-----------	--



一〇、八四七	市道四 四九号 線	笛吹市春日居町別田三八五番地の三先(駅ロータリー西側出口・西進車両)	日下部	平成一六年一月一日 告示第九二号
一〇、八四八	村道 三三 線	南都留郡鳴沢村三、七五九番地一先(鳴沢駐在所西側・南進車両)	富士吉田	平成一六年一月一日 告示第九二号
一〇、八四九	村道 三三 線	南都留郡鳴沢村四、二九二番地一先(渡辺良久方東側・北進車両)	富士吉田	平成一六年一月一日 告示第九二号

に改める。  
別表第十七中

一、三三三	県道河 口湖上 線九一色	南都留郡富士河口湖町長浜一九番地五先(新寺崎トンネル東側交差点)から南都留郡富士河口湖町長浜一六六番地三先(長浜トンネル西側交差点)までの両側	終日	富士吉田 平成一六年七月二日 告示第四六号
一、一六〇	車両		終日	

一、三三三	県道河 口湖上 線九一色	南都留郡富士河口湖町長浜一九番地五先(新寺崎トンネル東側交差点)から南都留郡富士河口湖町長浜一六六番地三先(長浜トンネル西側交差点)までの両側	終日	富士吉田 平成一六年七月二日 告示第四六号
一、一六〇	車両		終日	

一、三三四	市道四 四九号 線	笛吹市春日居町桑戸六三三番地の一先(関方畑南側)から笛吹市春日居町別田三八四番地先(駅ロータリーを含む)までの両側	二〇〇	車両	終日	日下部	平成一六年一月一日 告示第九二号
-------	-----------------	---	-----	----	----	-----	---------------------

に改める。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十二年三月三十一日山梨県議会訓令甲第一号(山梨県議会議会事務局行政文書管理規程)  
三四ページ下段第三十三号様式の次に次のように加える。

## 庁外持出承認申請書

総務課長		課長補佐		課員			
年 月 日							
総務課長 殿							
次のとおり保存文書を庁外に持ち出すことについて、承認を申請します。							
保 存 文 書							
作成年度	文 書 分 類			フ ァ イ ル 名 ( 件 名 )	保存期間	冊数	保存場所
	大分類	中分類	小分類				
持 出 理 由							
持 出 場 所							
返 還 予 定 年 月 日				年 月 日			
所属長		申請者：所属名					
		職氏名					
		印					

平成十五年十月十六日山梨県選挙管理委員会告示第八十号（収支報告書の要旨の公表）

三〇	下	終わりから十一	1,000,000円
同	同	終わりから十	4,000,000円
平成十六年六月十七日山梨県公安委員会規則第六号（山梨県安全運転学校の講習の実施に関する規則の一部を改正する規則）			
四三二	下	終わりから十	優良運転者講習
平成十六年八月十二日掲載の山梨県人事委員会訓令第二号（山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令）正誤中			
五四五	上	六	十六
			終わりから十六

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番